

第1号議案 - 1

広島県教育委員会規則の制定及び一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

平成31年3月13日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

【広島県立高等学校等管理規則の一部改正】

1 提案の要旨

県立学校における業務の効率化と教職員の負担軽減を図るとともに、障害者の雇用の促進を目的として、県立学校に学校ワークサポート職員（非常勤）を置くこととし、広島県立高等学校等管理規則の所要の改正を行う。

2 改正内容

県立学校に置くことができる職員に、学校ワークサポート職員（非常勤）を加える。

3 施行期日

平成31年4月1日

**広島県教育委員会規則第 号**

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

**広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則**

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び給食調理員（非常勤）」を「給食調理員（非常勤）及び学校ワークサポート職員（非常勤）」に改め、同条に次の一項を加える。

17 学校ワークサポート職員は、上司の命を受け、庶務事務等に関する補助的業務に従事する。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員及びその職務)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤を含む。)、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員(非常勤を含む。)、学校栄養職員(非常勤を含む。)、学校事務嘱託員(非常勤)、介助員(非常勤)、寄宿舎職員(非常勤)、看護師(非常勤)、農場作業員(非常勤)、スクール・サポート・スタッフ(非常勤)、給食調理員(非常勤)及び学校ワークサポート職員(非常勤)を置く。</p> <p>3 16 (略)</p> <p>17 学校ワークサポート職員は、上司の命を受け、庶務事務等に関する補助的業務に従事する。</p>	<p>(職員及びその職務)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤を含む。)、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員(非常勤を含む。)、学校栄養職員(非常勤を含む。)、学校事務嘱託員(非常勤)、介助員(非常勤)、寄宿舎職員(非常勤)、看護師(非常勤)、農場作業員(非常勤)、スクール・サポート・スタッフ(非常勤)及び給食調理員(非常勤)を置く。</p> <p>3 16 (略)</p>